

No. 10680491

## 出張報告書

議員出張報告書

下関市議会議長殿

令和5年10月30日

職氏名  議員 星出 恒夫	用 務  先進地行政視察  (1)不登校児童・生徒に対する支援について(尼崎市・大和郡山市) (2)交流人口の拡大について(豊中市) (3)空地の雑草等の対策について(泉佐野市)
期 間  令和5年10月24日(火)から 令和5年10月26日(木)まで	出張先  兵庫県尼崎市 大阪府豊中市 大阪府泉佐野市 奈良県大和郡山市

別紙のとおり

# 業務調査報告書⇒下関市議会（星出恒夫）

## ●調査都市：尼崎市

- ・日 時：令和 5 年 10 月 24 日（火）13 時 30 分～14 時 45 分
- ・場 所：尼崎市議会会議室
- ・対応者：尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 こども教育支援課  
池田尚史指導主事 津田遼指導主事

## ・内 容

### 【不登校児童・生徒に対する支援について】

#### 不登校の現状

- ・年々増加しており、最近ではコロナ禍の影響もあり、令和 2 年度から特に増加している。令和 4 年度においては、小学校 515 人、中学校 829 人であり、5 年前と比べても 2 倍以上となっている。
- ・不登校出現率の推移を見ても、年々増加しており、令和 4 年度においては、小学校 2.54、中学校 8.62 であり、いずれも国の数値を上回っている。

#### 教育支援室「ほっとすてっぷ」

- ・不登校児童・生徒を対象として、学校以外の学びの場及び居場所として公設公営が 1 か所、公設民営を 2 か所設置している。年末には定員がいっぱいになる。公営と民営があるが、どちらもそれぞれの特色を生かしているので、どちらもあるということは選択肢という面からも好ましい。
- ・対面指導や I C T を用いた支援により、段階的な社会的自立を目指している。
- ・民営では長期期間欠席状態にある不登校児童生徒を対象に I C T を活用したオンラインによる教育相談及び学習支援も行っている。
- ・入級手順としては、学校と児童生徒・保護者が協議をし、学校からこども教育支援

課に申込書及び状況報告を提出する。保護者ももちろんあるが、児童生徒の入級への意思確認が必要であり、そのような状況にない場合は要検討である。

- ・「ほっとすてっぷ」では、学校に戻る子どももいれば、ここでそのまま過ごすという子どももいる。
- ・出来る限り個別支援が出来るように考えている。民間委託の場合はより自由な教室環境での運営を目指している。

### いくしあ(子どもの育ち支援センター)

- ・「いくしあ」は、日々の暮らしのなかで課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、福祉・保健・教育等が連携しながら、子どもの成長段階に応じて、切れ目なく総合的な支援を行う施設として、令和元年10月に開設している。
- ・設立当初は他部局にまたがるため、調整に困難があったが、現在ではワンストップサービスとして気軽に相談できるように機能している。
- ・「いくしあ」という命名にあたっては、一般公募して決定している。
- ・「いくしあ」では、公認心理師や社会福祉士などの専門職が、電話や面接などにより、保護者や、お子様の悩みをお聞きして解決につながるよう一緒に考えていくシステムとなっている。「不安や悩みを感じたら遠慮なくお電話ください。」また、「どんな小さなことでも聞かせてください。」というスタンスで対応している。

### ハートフルフレンド支援事業

- ・家から外出が困難な児童生徒に対して、大学生や社会人をボランティアとしてその家庭に派遣する事業
- ・活動開始までの流れは、学校に利用希望の申し出をし、日程を調整し、利用開始となる。利用のための初回の家庭訪問は、教育委員会、学校関係者、ハートフルフレ

ンドで行い、2回目以降は、ハートフルフレンドと直接日程の調整を行う。

- ・平成29年は448件の派遣回数であったが、令和4年度は114件とコロナ禍の影響により減少している。

### 学校外の民間委託について

- ・不登校の子どもに対し、民間において自主的に設置・運営している施設（フリースクール等）であり、支援は施設ごとに様々で、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験等の活動、授業形式による学習等を行っている。一定の要件を満たすと、指導要録上、「出席扱い」とすることが出来る。
- ・指導要録上出席扱いとすることが出来る民間施設一覧を作成し、HPに公開している。市内や近隣にも多数あるが、公開を好まない施設もある。
- ・市としても、訪問した上で施設の内容を把握しているが、一覧から施設を選んでもらうために公表しているわけではない。フリースクールという定義はなく、HPで公開しているのもあくまでも参考にしていただくため。
- ・民間のフリースクールに対する市からの補助金はない。

### その他

- ・教育委員会だけが不登校を理解していても駄目であり、学校や他部局との連携も重要である。
- ・基本的に義務教育である小中学校において、本人や保護者が否定しない限り、卒業扱いにならないことはない。
- ・課題としては、子どもや保護者のニーズが多様化していると共に不登校の数が増えていること。

## ●調査都市：豊中市

・日 時：令和5年10月24日（火）16時～17時

・場 所：豊中市都市活力部会議室

・対応者：豊中市都市活力部 魅力文化創造課 林史洋課長

市民協働部 津田徹人次長、教育委員会事務局 社会教育課 小堀僚学芸員

・内 容

【交流人口の拡大について「きむらとしろうじんじんさんの野点】】

### とよなか創造界隈・アートプロジェクトの概要

- ・令和5年で10回目となる事業。10年前にシティプロモーションとして、学芸員が企画して始まった事業である。豊中市には過去から観光協会がなく、この事業はブランド戦略としてもとらえられる。
- ・きむらとしろうじんじん野点とは、美術家であるきむらとしろうじんじんさんが創るアート作品でもあり、屋外で抹茶を入れて楽しむだけでなく、市民と一緒に本番会場をまちの魅力を発見しながら探し、野点を実施している。
- ・豊中市では野点本番の場所を2か所選定するにあたり、6回のまち歩きを実施している。毎回、事業説明会とまち歩きをする際に、サポートスタッフを募集し、まち歩きをしたメンバーと一緒に本番の場所を決定する。
- ・本番で野点を実施する場所において、参加者が絵付けしたお茶碗を、その場で焼いて、お茶席で抹茶を飲む（1回あたり20人程度募集、参加者は2,000円の参加料必要）
- ・お茶碗を焼くのに数時間かかるため、その間に《豊中チチ妄想屋台》を開いたり、歴史散歩などをして、お祭り的な感じとしている。

## 事業の目的

- ・事業の主な目的は ①さまざまな人がつながる。②新たな視点が生まれる出会いや交流、学びの機会 ③地域にある歴史・文化的資源やまちなかみ・風景などを再認識④多様な地域資源と市民の充実した暮らしの姿を発信などの4つである。中でも人と人のつながりの部分は重要であり、まちなかに賑わいと創造性を現出させる。
- ・新入職員の体験研修としても位置付けている。一緒にまち歩きをし、参加市民との交流を図ることによって、コミュニケーション能力の向上を図る。豊中市の公園や神社仏閣をはじめ、変わった風貌の建物や景色を見て、豊中市のまちを体感してもらう。

## 事業経費

- ・野点制作業務一式（まちあるきから野点実施まで）、契約期間は約6か月で、契約金額は約881,000円、内訳は講師の旅費、宿泊費（15泊程度）等
- ・本番のチラシ印刷代、約16万円
- ・市職員の参加はまち歩きは3人程度、野点本番は7人程度が参加

※じんじんさんは京都在住であり、下関市で実施する場合は旅費のこともあるため、まち歩きは回数をどうするか要検討である。

- ・それぞれのまちには歴史等があるので、まち歩きの際に学芸員の解説があると、よりそのまちのことが理解出来、愛着もわいてくる。

## ●調査都市：泉佐野市

- ・日 時：令和5年10月25日（水）9時30分～10時45分
- ・場 所：泉佐野市議会事務局会議室
- ・対応者：泉佐野市生活産業部 宗野公保部長、梅本正樹環境衛生課長  
泉佐野市議会事務局 池田秀明局長

### ・内 容

#### 【空き地の雑草等の対策について】

##### 空き地の雑草等の除去に関する条例制定の経緯

- ・条例制定の経緯については、市長から「空き地の雑草等の除去に関する条例」と「建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例」について、検討してほしいとの指示が令和2年にあったことによるもので、同時に検討を行ったのでおよそ1年間の検討の上、制定したものである。
- ・空き地の雑草等の除去に関しては「空き家等対策の推進に関する特別措置法」のようないい處をうながすため、今までの「廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」の「第19条 占有者等は、自ら占有し、及び管理する土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全しなければならない。」のみだったので、検討を行った。
- ・空き地の雑草等の除去に関しては、これまでにも熱意をもって対応してきており、近隣市においても例が多くあった。
- ・制定にあたっては、途中で何度も条例改正するのではなく、ある程度完成度の高いものにするという思いもあり、過料、緊急措置、代執行等の項目も入れて制定している。しかし、条例制定の目的は過料や代執行をすることが目的ではなく、所有者自らが繁茂した雑草等の除去するように促すためのものである。
- ・税情報の調査権がないこともあり、雑草除去の解消には限界がある。

- ・参考とした都市については、全国的にも制定されていたので特に参考とした都市はないが近隣市に名張市の条例等は参考にした。
- ・緊急措置については、条文にもあるように必要最小限の措置である。
- ・過料 50,000 円については、少し高目ではあるが、広い土地の処理をするとした場合の経費相当分という考え方もあり、過料を科せられるよりは責任をもって処理してくださいという趣旨である。

### 空き地の雑草等の除去の実態

- ・条例制定前においても、担当職員は誠意と熱意をもって対応してきており、苦情があった件数の 8 割から 9 割は所有者の理解を得て、対応出来ていた。
- ・当然のことながら、苦情を受けて、現場確認と所有者の調査をし、郵便での指導、電話番号を調べるなどして、電話での指導、近隣住民などへの聞き取りをし、市内や近隣であれば訪問し対面での指導などを組み合わせて、粘り強い対応をしてきた。場合によって海外（中国等）へ指導文書を郵送することもある。
- ・ただし、現場を見て何でも対応するということではなく、繁茂の状態から判断して、条例の定義（周辺の状況が著しく損なわれている）に該当すれば対応するという考え方である。
- ・条例制定後においても、市が代執行等により除去するのではなく、所有者の責務が基本であり、基本的に条例制定前と同様に今まで通り助言、指導を行っている。今までと比べて、勧告、命令、代執行という項目もあるので、これらを示すことによる抑止効果も期待出来るが、積極的に代執行を行っていこうというものではない。
- ・命令に従わない者の氏名及び住所を公表することが出来る項目もあるが、一般市民だけでなく不動産業者等も想定されている。
- ・令和 4 年の雑草等の苦情件数は 101 件であり、おおむね年間 100 件から 110 件で

ある。条例制定前の解消率が高いこともあるが、条例制定後はさらに解消率が高くなっている。

- ・助言、指導によって一度対応してもらったケースは、毎年のことであり、対応はスムーズである。防草シート等について、市から働きかけることはない。
- ・広い敷地の場合、ご自分での対応が難しい場合、シルバー人材センターや造園組合を紹介することもある。
- ・どうしても連絡がつかないケースもあり、そのようなケースで命令や代執行をしても効果が得られないことも考えられる。
- ・苦情をいっててきた相手方に対しては、市の対応を細目に報告する必要がある。どうしても対応がされない場合でも、民民の問題に市がこれだけ対応してくれたということで理解が得られるケースが多い。

※今回の調査で感じたことは、条例を制定することの必要性を感じるが、それよりも、雑草等による不良な状態の解消にあたっては、担当職員の熱意等の姿勢によるところが大きいということが理解できた。

- ・雑草、雑木は全国的な問題であり、今後、深刻化していくと思われる所以、法律の制定も検討する必要があると思われる

## ●調査都市：大和郡山市

- ・日 時：令和 5 年 10 月 26 日（木） 10 時～10 時 15 分
- ・場 所：大和郡山市議会事務局会議室
- ・対応者：大和郡山市教育委員会 学校教育課 福西宏文課長 坂口達也指導主事  
大和郡山市議会 西川貴雄議長 議会事務局 鎌田典恭次長補佐

### ・内 容

#### 【不登校児童・生徒に対する支援について】

##### 最近の不登校児童・生徒の推移と実態

- ・令和 4 年度の不登校児童・生徒数は小学校 60 人、中学校 132 人、計 192 人である。  
平成 30 年度が小学校 18 人、中学校 84 人、計 102 人である。年々増えている状態  
である。
- ・大和郡山市の小学校数は 11 校、中学校数は 5 校であり、児童・生徒数は小学校が  
約 3,000 人、中学校が約 2,000 人である。
- ・不登校となる要因は様々であり、人間関係、学習面でのつまづき、起立性調節障害  
など一概には言えない。

##### ASU（学校に行きづらい子どもの居場所）

- ・平成 15 年、小泉内閣の時に特区の指定を受けて以来、設立 20 周年となるが、これ  
までは学科指導教室として、教育長が校長をしており、市独自の政策であった。  
令和 5 年度からは、市立郡山北小学校（519 人）、郡山中学校（737 人）の分教室  
「ASU」として、変更され、中学校は[ASU]作成の調査書で高校受験も可能となっ  
た。校長もそれぞれの小・中学校の校長である。県費の教員も配置されることとな  
った。
- ・以前の建物は面積的には広かったが、耐震性がないことや、文化財でもあったので、

今の場所に旧建物を改修して設置した。入口は喫茶店風にするなど、いたるところに工夫を凝らし、子ども達に受け入れられやすいような配慮がされている。

- ・令和5年度は小学校6年生が1人、中学校1年生が1人、2年生が5人、3年生が2人の全部で9人である。全員が進路先は様々であるが、高校進学を果たしている。
- ・教員等は県費が5人、市費（非常勤）が8人、カウンセラーが3人である。
- ・カウンセリングルームは防音装置があって、プライバシーを考慮している。
- ・授業のカリキュラムの中に「チャレンジタイム」というのがあり、通常の学校では「総合学習」にあたるものであるが、学校らしくない要素を考えている。ASUでは、「自分でやりたいこと」、「自分で考えること」、グループワーク等を大切にしている。ワークショップを通して、他者とのコミュニケーションを図れるようにしている。卓球をしたいという要望があれば聞き入れている。
- ・オンラインの社会見学等も実施しており、外に出ていけるパワーを身につけるようしている。最近では地域のボランティア清掃にも参加している。
- ・分教室[ASU]は「小さな学校」として位置づけている。ただし、いきなりASUに入るわけではなく、はじめの一歩は「あゆみルーム」（週2回・各1時間の通室で安心出来る居場所づくりから始める。）段階別支援をしていくことが必要で、授業の見学や入室のための親子面接をしたうえで、「ASU運営委員会」で入室の判断をしていく。今までに入室が認められないケースはない。
- ・現在、ASUの定員は定めていないが、「あゆみルーム」の希望者も増えており、場所もそんなに広くないため、今後の検討は必要と考えている。
- ・分教室には、市内の公立小中学校に通っていれば、どこの地域からでも入ることは可能である。ただし、小学生の場合は送迎が必須。補助はしていない。中学生は自転車や公共交通機関等で通学している。
- ・他の小・中学校とは時間帯をずらしている。開始時間は遅く、終了時間は早くくなっ

ている。

### その他

- ・ASU と同様な学校は全国で 24 校とまだ少ないが、文科省も必要性は感じている。  
中学校の生徒が対象というところは多いが、小中学校両方というところは珍しい。  
奈良県内では大和郡山市の 1 校のみ。
- ・設置にあたっては、文科省と県教育委員会の両方に認めてもらうための協議をしていかなければいけない。
- ・市内にある民間のフリースクールは把握していない。
- ・不登校等の相談窓口としては、各学校にスクールカウンセラーを配置しており、充実した体制となっている。

※下関市においても同様の学校が出来ることが望まれる。授業のカリキュラムを設定することはかなり大変な作業になると思われる。出来れば、県教育委員会にも認めてもらう方が良いと思われる。文科省と県教育委員会の両方との綿密な協議が必要となる。大和郡山市の場合も文科省とは電話とメールで協議したようであるが。国自身も進めることができると考えているので、ある程度スムーズな協議が行われたようである。しかし県教育委員会に関しては、山口県にも言えることであるが、新たな県費の教員が必要となるため、協議が難航することが予測出来る。不登校児童、生徒が年々増加している現状をふまえ、子ども達の将来を見据えるならば、下関市の現状の制度では解決が難しいと考えられるため、今後、積極的かつ有効な対策を検討する必要がある。